

# 令和3年度事業計画

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

## 1 警備業を取り巻く情勢の変化に対応した諸対策の推進

### (1) 重要課題への適切な対応

警備業界が直面する重要課題に対応するため、効果的な施策を推進する。

#### ア 警備員教育へのIT機器の導入(4月1日から)

教育の合理化に対応するとともに、警備員教育(現任教育・新任教育(一部で活用))の利便性の向上を図り、効果的・効率的な教育を推進するため、ノート型パソコン20台を設置し、ほぼ常時、現任教育が受講できるようにする。(名称「いつでも現任教育」)

具体的には、協会で作成した教育コンテンツ(基本5時間・業務(施設・交通各5時間))を、未経験者でもクリックするだけで簡単に操作できるパソコンに掲載する。

(従来は、現任教育の日時を指定して実施していたが、ほぼ常時、受講できるようになり、会員の利便性が向上する。)

#### イ 「東京オリンピック・パラリンピック等警備諸課題対策特別委員会」の活動の推進

##### ① 教育の合理化等対策分科会

- ・ eラーニングに関する実施要領の調査研究並びに運用に向けた準備等
- ・ 警備員指導教育責任者の適正な教育計画の作成並びに指導教育能力の向上のための研修会等の実施
- ・ 警備業施行規則改正による教育の見直し点の定着化

##### ② 雇用促進対策分科会

- ・ 労働局、ハローワーク、県雇用促進機関と連携した雇用対策の推進  
特に、労働局、ハローワークとの共催の合同面接会の企画・実施  
氷河期事業と併せて一般求人者も対象とした面接会の企画・実施  
労働局と連携したインターンシップ型(企業・現場見学)求人の企画・実施  
支部別にハローワーク等と共催の合同面接会の企画
- ・ 県女性キャリアセンター等県関係機関と連携した女性警備員の雇用対策の推進
- ・ 人材募集ポスターの作成やメディア等あらゆる広報媒体を活用した雇用対策の推進 等

##### ③ 適正取引推進対策分科会

- ・ 適正取引のための「自主行動計画」の周知及び活用の推進

- ・ 全警協発行のリーフレット「適正取引の推進」等を活用した活動の推進
  - ・ キャンセルポリシー推進のための「適正取引推進バッチ」の普及及び活用の推進
  - ・ 行政機関、政界、関係業界団体等に対する適正取引、労務単価向上の働きかけの推進
  - ・ 適正取引の推進ための研修会等の開催や調査研究 等
- (2) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック警備への対応
- ア 「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会警備共同企業体」(「JV」)と連携した各種対策の推進
  - イ 県警、県、関係市町村等オリンピック関係団体と連携した各種対策の推進
  - ウ JVによる協会施設の借り上げに対する継続協議 等
- (3) 働き方改革関連法への適切な対応
- ア 働き方改革関連法への適切な取り組みを推進するための研修会等の開催
  - イ 働き方改革関連法の周知及び普及に関する活動の推進 等
- (4) 「就職氷河期世代の方向けの短期資格等取得コース事業」への参加による「警備員検定取得と正社員(常用雇用)就職支援」を組み合わせた教育訓練の実施  
(厚生労働省委託事業→全国警備業協会受託→県協会へ事務委託)
- 全警協が厚労省から受託して実施する就職氷河期世代(35歳~55歳)を対象とした訓練コース(警備員検定(施設2級又は交通2級))を取得させ、正社員(常用雇用)就職につなげる出口一体型の教育訓練)
- 具体的には、「一般教養研修(2日)+なろうとする者講習(6日)+職場見学(2日)」(これを1ヶ月間で実施する訓練コース)の開催
- (5) 警備業界イメージアップ活動の推進
- 警備員教育、各種キャンペーン、広報活動等を通じたイメージアップ活動の推進
- (6) 協会加盟員拡充対策の推進
- 非加盟会社を対象とした研修会の開催等を通じての加入への理解を得る活動の推進  
加盟各社による非加盟会社との連携事業等の機会を通じての加入の推奨活動の推進
- (7) 教育体制等の整備充実
- 各種研修会や教育資材の整備拡充による教育体制の強化
- (8) 各委員会、専門委員会及び特別委員会の効果的運営
- 各委員の参画意欲の高揚と活発かつ建設的な意見、提言の交換
- (9) 支部長を中心とする支部活動の積極的な推進と適正な支部運営
- 研修会や社会貢献活動等支部活動の推進と会員相互の連帯感・協力意識の醸成
- (10) 各会員会社の適正な業務推進
- 警備業法の遵守、適正な労務管理、労働災害防止等に関する施策の推進

## 2 警備員教育の充実強化

- (1) 会員の利便性の向上や時代の要請に応じた教育の実施等の会員ニーズに応えるため、IT機器を活用した「いつでも現任」の推進。また、新たに県東・県北方面で現任教育ができる会場を探して実施（再掲）
- (2) 新任教育への新たにIT機器を活用した教育の導入（再掲）
- (3) 障がい者への適切な対応に関する知識、技能を習得させるための教育の実施
- (4) 警備員教育の重要性に対する理解の促進
- (5) 警備員指導教育責任者の機能強化
- (6) 資機材、教材の刷新、補充

## 3 特別講習の適正かつ効果的な推進

- (1) 特別講習の受講促進
- (2) 特別講習受講者に対する事前教育の充実強化
- (3) 特別講習講師の能力向上と優秀な人材の確保

## 4 受託講習等の適正な推進

- (1) 埼玉県公安委員会受託講習の適正な実施
- (2) 警備員指導教育責任者の新規取得講習・追加取得講習の実施
- (3) 警備員指導責任者現任定期講習の実施

## 5 研修会・講習会等の開催

- (1) 合同入社式の開催
- (2) 経営者研修会・労働安全大会の開催
- (3) 全警協総会、理事会、各種委員会、作業部会への対応
- (4) 関東地区警備業協会連合会総会、研修会等への対応
- (5) 全警協教育幹部研修会、特別現任講師・候補者研修会等への対応
- (6) 警備員指導責任者講習の開催
- (7) 推進事業
  - ア 賀詞交歓会の開催
  - イ 「警備の日」（11月1日）の推進
- (8) 会員親睦旅行

## 6 災害支援への適切な対応

- (1) 地域支援・連携のための防災用品備蓄
- (2) 災害支援活動用資機材の整備
- (3) 九都県市合同防災訓練等への参加活動を通じた災害支援対応力の向上
- (4) 電話連絡網招集伝達訓練の実施

## 7 労働災害事故防止対策の推進

- (1) 労働環境、社会保険制度等の充実・整備等の労働基盤の整備促進
- (2) 労働安全管理体制の確立と労働災害防止規定の遵守の徹底
- (3) 労働安全大会の開催
- (4) 安全運転コンクールと表彰の実施
- (5) 警備員に対する現場指導・監督運動の実施
- (6) 労働災害防止等に関するポスター、論文、標語の募集と表彰の実施
- (7) 労働災害防止啓発用の資料の作成配布
- (8) 交通誘導時等の受傷事故防止マニュアル等の効果的活用の促進

## 8 会議等の開催

- (1) 第9回定時総会
- (2) 理事会
- (3) 各委員会・専門委員会
- (4) 特別委員会
- (5) 教育センター会議
- (6) 教育研究部会
- (7) 監査会

## 9 表彰の実施

- (1) 役員、会員、講師等の功労者に対する表彰
- (2) 警備員等の功労者、永年勤続者、教育・各種事業に対する功労者等に対する表彰

## 10 警備業の運営、教育等に関する実態調査

- (1) 会員各社の規模、社保加入、業務実態等の調査
- (2) 新任・現任教育及び特別講習事業計画を策定するための調査
- (3) 労働災害事故発生状況の調査
- (4) その他事業の推進上必要と認められる事項に関する調査

## 11 犯罪抑止、交通事故防止、テロ対策等の治安対策に対する積極的な活動の推進

- (1) 振り込め詐欺防止等犯罪抑止活動への協力
- (2) 犯罪抑止協力事業への積極的な協力
- (3) 地域安全活動への貢献
- (4) 全国地域安全運動、全国交通安全運動、年末年始特別警戒等への協賛
- (5) テロ対策「彩の国」ネットワーク加盟員としての積極的な活動の推進

## 12 関係機関・団体等との連携強化

- (1) 全国労働衛生週間等への協力
- (2) (公財)県防犯協会連合会及び(公社)犯罪被害者援助センターとの連携、協力
- (3) (公財)県暴力追放・薬物乱用防止センターとの連携、協力
- (4) 警備業と関連する県・消防防災機関、その他の関係機関・団体との連携
- (5) 協定締結事業の推進
  - ア さいたま市教育委員会との「子ども安全協定」
  - イ 埼玉県・埼玉県警との「防犯のまちづくりに関する新協定」
  - ウ 埼玉県警交通部との「路上寝込み等による交通事故防止に関する協定」
- (6) 自治体、関係行政法人等の関係機関並びに建設業、電力等の関係産業団体との連携及び理解・協力の依頼
- (7) 埼玉県議会等への要望

## 13 その他の事業

- (1) 会員名簿の作成
- (2) 会員等への図書、物資の斡旋
- (3) 情報管理システムの効果的運用による業務の合理化・効率化の推進
- (4) その他、情勢により対応が必要となる事業への適切な対応